

消防救急デジタル無線システム更新に係る実施設計業務委託仕様書

令和7年4月

伊万里・有田消防組合
伊万里・有田消防本部 情報指令課

目次

第1章 総則	1
1 件名	1
2 業務の目的	1
3 適用範囲	1
4 履行期間	1
5 業務対象場所	1
6 守秘義務	2
7 関係法令の遵守	2
8 関係機関等との調整	2
9 基本方針	2
10 技術体制	2
11 再委託	3
12 資料の貸与	4
13 その他一般事項	4
14 暴力団排除に関する事項	5
15 その他の留意事項	5
16 検査	5
17 修補	6
18 契約不適合責任	6
19 疑義	6
第2章 業務概要	7
1 業務の目的	7
2 計画準備	7
3 ヒアリング・要求事項整理等	7
4 現行システム仕様及び次期システム希望構成の確認	7
5 機能強化の検討	7
6 保守に関する検討	8
7 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価	8
8 概算事業費積算	8
9 調達仕様書案の作成	8
10 意見招請	9
11 事業費積算	9
12 技術提案評価に関する検討	9
13 消防指令システム接続業務について	10
14 打合せ協議	10

第3章 納品成果等	11
1 成果品の所有権	11
2 納入成果品	11
3 納入場所	11
4 納期	11

第1章 総則

1 件名

消防救急デジタル無線システム更新実施設計業務委託

2 業務の目的

平成26年に運用開始した伊万里・有田消防組合（以下「本組合」という。）の消防救急デジタル無線システム（以下「無線システム」という。）は、整備から10年以上が経過し、システム更新時期を迎えている。

次期システムは、本組合での運用に加え、今後、予定されている（仮称）佐賀県内消防通信指令センター（以下、「共同指令センター」という。）での運用も想定し、消防指令システムと当該システムを確実に接続できることを前提に、将来的なシステムの増強や移設などに柔軟に対応可能なシステムの構築を目指す。

本業務は、最適かつ最良のシステムを整備するために必要な実施設計を行うことを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、伊万里・有田消防組合（以下「発注者」という。）が発注する、消防救急デジタル無線システム更新に係る実施設計業務（以下「本業務」という。）を、受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の諸条件について定めるものとする。

4 履行期間

契約締結日の翌日から、令和8年2月27日（金）までとする。

5 業務対象場所

無線システム整備施設を以下の表に示す。

項	名称	住所
1	伊万里基地局	伊万里市立花町1355番地3（消防本部庁舎内）
2	大平前進基地局	伊万里市黒川町立目31番地4
3	有田基地局	西松浦郡有田町南原940番地（有田消防署庁舎内）
4	伊万里消防署	伊万里市立花町1355番地3
5	伊万里消防署東分署	伊万里市大川町大川野3771番地1
6	伊万里消防署西分署	伊万里市山代町久原1637番地4
7	伊万里消防署北分署	伊万里市黒川町塩屋225番地1
8	有田消防署	西松浦郡有田町南原940番地

6 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について発注者及び予定事業者の許可なく外部に公表してはならない。

7 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

8 関係機関等との調整

本業務を進めるにあたり、無線システムに関連し九州総合通信局等、関係機関との協議が必要な事項が発生した場合には、受注者は協議資料を作成するとともに、必要に応じて協議の場に同席すること。

9 基本方針

- (1) 無線システムは、24時間365日の連続運転を前提とした安全性及び信頼性の高いシステムとすること。
- (2) 受注者は、TTC仕様書「消防指令システム - 消防救急無線間共通インターフェース使用」(TS-1023)に準拠した仕様化や、総務省消防庁の「標準インターフェイスに係る検討状況」等の最新動向に沿った次期システムの検討・設計を行うこと。また、無線システムと指令システムの整合性を図り、円滑な運用が可能になるように設計すること。
- (3) 発注者の組織規模、体制、消防行政の特殊性を十分に反映させた操作性の高いシステムを設計すること。
- (4) 通常の消防業務の他、豪雨や震災等の自然災害、特殊災害への対応についても考慮されたシステムを設計すること。
- (5) 費用対効果が高いシステムを設計すること。
- (6) 保守が容易に行え、維持費を安価に抑えられるシステムとすること。
- (7) 災害活動において情報収集や伝達業務を維持・継続できる堅牢性、可用性及び耐障害性を備えた、信頼性の高いシステムを設計すること。

10 技術体制

受注者は、業務の実施にあたり以下の技術者を配置し、選任した技術者を発注者に届け出ること。

なお、管理技術者、照査技術者及び主担当技術者の兼務は認めない。

(1) 管理技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を管理技術者として従事させること。

また、管理技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する書類等）の写しを提出すること。

ア 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有していること。

イ 過去１０年間で消防救急デジタル無線システムの設計業務を管理技術者として遂行した実績を有していること。

ウ 受注者と公告日前３ヵ月以上の雇用関係のある者。

(2) 照査技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を照査技術者として従事させること。

また、照査技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する書類等）の写しを提出すること。

ア 過去１０年間で消防救急デジタル無線システムの設計業務を照査技術者として遂行した実績を有していること。

イ 技術士（電気電子部門）又はＲＣＣＭ（電気・電子）の資格を有していること。

ウ 受注者と公告日前３ヵ月以上の雇用関係のある者。

(3) 主担当技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を主担当技術者として従事させること。

本業務にあたり、主担当技術者は発注者と連絡を密に取り、設計協議、説明及び報告を随時行える体制を整え、業務全般にわたるマネジメントを行うこと。

また、主担当技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する書類等）の写しを提出すること。

ア 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有していること。

イ 過去１０年間で消防救急デジタル無線システムの設計業務に従事した実績を有すること。

ウ 受注者と公告日前３ヵ月以上の雇用関係のある者。

(4) 本業務の従事者

受注者は、無線システムメーカー及びその関係事業者（無線システムの販売代理店、親会社若しくは子会社等）からの出向者及び派遣社員を本業務に従事させてはならない。

11 再委託

(1) 受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。

ア 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- (2) 受注者は、コピー、ワードプロセッサ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

12 資料の貸与

- (1) 発注者は、本業務を実施するにあたり必要となる資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。また、予定事業者から提示された資料で返却の必要がないものについては適切に処分を行い、第三者に漏えいすることがないように留意するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。
- (5) 受注者は、貸与品について、借用品目、数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。返却不要のものについては処分方法を記載するものとする。

13 その他一般事項

- (1) 本業務に基づき作成される設計図書等の著作権等は、発注者に無償で譲渡するものとする。また、発注者は譲渡を受けた設計図書等の改変を行うことができるものとする。
- (2) 本業務遂行にあたって、著作権、特許権、及びその他の権利上の問題に十分留意し、これらに関して第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者の責において処理すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼした時は、発注者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項、及びその他の事項についても、業務上、当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。

なお、疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議し取り決めるものとする。

14 暴力団排除に関する事項

受注者は、本業務の実施にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と期間に関する協議を行うこと。

15 その他の留意事項

実施設計にあたっては、次の項目に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務の期間中、発注者と連絡を密にし、業務にあたらなければならない。
- (2) 受注者は、設計を行うにあたり機器メーカーを特定する仕様条件を付さないこと。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者が施設等に立ち入る場合は、関係者の了承を得るものとし、その旨を発注者に届け出ること。また、関係官庁機関の施設等に立ち入る場合は、受注者の申請により、発注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあたり安全管理を怠らず、労働災害の防止に努めなければならない。
- (5) 受注者は、成果品の提出にあたり、システム概要、概算事業費積算書、概略工程等について、令和7年9月30日（火）までに一次報告を行うものとする。
- (6) 受注者は、本業務の遂行にあたって、第三者の施設等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。
- (7) 受注者は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議して取り決めるものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務遂行上不可欠と認められものについては、受注者において補足または補填すること。
- (9) 積算に必要な単価は、刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして、適正な価格を採用すること。
- (10) 採用する単価については一覧表を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (11) 見積先は3社以上とし、発注者の承諾を受けること。また、比較表を作成し見積額を整理すること。

16 検査

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出していないなければならない。

- (2) 発注者は、受注者の管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア 業務等成果品の検査

イ 業務等状況の検査（業務等の状況について、議事録等により検査を行う。）

17 修補

- (1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- (2) 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- (3) 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。
- (4) 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

18 契約不適合責任

- (1) 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、その不適合が通常の方法によって発見できない受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合が発見された場合を除き、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、発注者に不相当な負担を課すものでない時は、発注者が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。
- (2) 前号に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追加の催告をし、その期間内に履行の追完がない時は、発注者はその契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- ア 履行の追完が不能であるとき。
- イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- エ 前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明からであるとき。

19 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

第2章 業務概要

1 業務の目的

本業務は、消防救急デジタル無線システム更新業務（以下「無線システム更新業務」という。）及び消防救急デジタル無線システムと消防指令システムとの接続業務（以下「消防指令システム接続業務」という。）の調達に必要な検討及び発注図書類の作成を行うことを目的とする。

2 計画準備

- (1) 受注者は、作業に先立ち、使用する各種資料の準備を行うものとする。
- (2) 受注者は、下記内容を記載した業務計画書を提出し発注者の承認を得るものとする。

ア 業務概要

イ 業務実施方針

ウ 業務内容

エ 業務工程

オ 業務組織計画

3 ヒアリング・要求事項整理等

受注者は、発注者が希望する無線システムの詳細要望等について、ヒアリングシート等を発注者に提示してヒアリングを行い、要求事項確認書として取りまとめるものとする。

4 現行システム仕様及び次期システム希望構成の確認

- (1) 受注者は、現行システムの機器構成及び機器・機能仕様の確認を行い、次期システムの機器構成の決定及び機能仕様の決定を行うものとする。なお、無線基地局の諸元（設置箇所、空中線、出力等）については、原則、現行を踏襲するものとする。また、局舎及び鉄塔（鋼管柱）については現行施設を継続使用するものとする。
- (2) 現行システム仕様確認においては、ベンダロックとなり得る性能・機能の抽出を行うものとする。
- (3) 受注者は、現行システムの運用状況から無線局の数量等、次期システム希望構成の確認を行うものとする。

5 機能強化の検討

機能強化の検討は下記の観点より行うものとする。

- (1) 別事業により整備される（仮称）佐賀県内共同消防通信指令センターの消防指令システムとの連携
- (2) 基地局諸元の変更なく不感地域の解消につながる事項

- (3) 無線通信環境の改善に関する事項
- (4) その他、有利な財政措置の対象となる機能強化事項

6 保守に関する検討

無線システムの運用保守について、多様な観点から検討を加え、安定稼働を担保したうえで、長期的なランニングコストの低廉化、平準化について提案すること。

7 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価

- (1) 受注者は、無線システムに関する先進技術動向について、複数の消防救急デジタル無線システムメーカー（以下、「システムメーカー」という。）に対して情報提供依頼（以下「RFI」という。）を行い、回答結果をまとめること。
- (2) RFIを実施する項目については、要求事項の確認結果及び機能強化に関することを基に依頼項目を決定すること。また、RFIの実施にあたって、受注者は、各システムメーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 各システムメーカーからの回答について、要求事項の解決策及び機能強化に関する有効性を評価すること。

8 概算事業費積算

- (1) 受注者は、次期システム希望構成をもとに見積依頼書を作成し、システムメーカーに対し見積依頼を行うものとする。
- (2) 受注者は、消防指令システム接続業務についても別途見積依頼を行うものとする。
- (3) 受注者は、令和7年9月30日（火）までに概算事業費積算結果を予算要求用の中間成果として提示するものとする。
- (4) 受注者は、見積回答結果をもとに概算事業費積算書を作成するものとする。

9 調達仕様書案の作成

- (1) 受注者は、下記項目を記載した調達仕様書案を作成するものとする。
 - ア 総則
 - イ システム共通要件
 - ウ 個別装置仕様
 - エ 作業要件
 - オ 契約不適合責任対応
- (2) 調達仕様書は、無線システム更新業務がプロポーザル方式により調達されることを前提として作成するものとする。
- (3) 携帯型無線機や固定移動局等の一部機器については、競争入札により調達されることを前提に作成するものとする。対象機器については、発注者と協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、消防指令システム接続業務の仕様書案についても別途作成するものと

する。

10 意見招請

- (1) 受注者は、発注仕様書案をシステムメーカーに公表し意見を募るために実施する意見招請（R F C）の意見招請書案を作成するものとする。
- (2) 受注者は、意見招請においてシステムメーカーから提示された質疑及び意見に対する回答案を作成するものとする。

11 事業費積算

- (1) 受注者は、意見招請結果により確定した発注仕様書案によりシステムメーカーから見積を徴収するための見積依頼書を作成するものとする。
- (2) 受注者は、見積回答結果をもとに最終事業費積算書を作成するものとする。
なお、見積りは、令和8年度から令和9年度に実施予定のシステム整備、及び令和10年4月から10年間のシステム運用経費、保守対応内容、及び部分更新等の計画表を作成し、徴収するものとする。

12 技術提案評価に関する検討

- (1) 受注者は、プロポーザルにおける技術提案依頼項目及び評価基準について発注者と協議を行い、検討結果を取りまとめるものとする。
- (2) 受注者は、評価配点基準について発注者の要請に応じて助言を行うものとする。
- (3) 受注者は、技術提案依頼時に参加業者に提示する「プロポーザル実施要領」と付随する各種様式の素案について過去の発注者におけるプロポーザル発注事例等を参考に作成するものとする。
- (4) 受注者は、調達仕様書案をベースに、下記項目欄により構成される「システム要求水準書」の素案をE X C E Lシートにて作成するものとする。なお、本要求水準書案は、プロポーザルの提案参加業者に提示し、回答を記入させることを前提として作成するものとする。

ア 装置区分

発注仕様書案の記載区分による。

イ 要求仕様内容

装置区分ごとの機能仕様、個別非機能仕様について調達仕様書案の記載内容を転記すること。

ウ 要求レベル（重要度）

要求仕様毎の重要度についての検討結果に従い記載する。

エ 実現方法入力欄

各要求仕様に対する実現方法について下記選択肢により入力できるようにすること。

① 標準パッケージ対応

- ② カスタマイズ対応
- ③ 提案による代替対応
- ④ 実現不可

オ 実現方法の補足事項記載欄

提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

13 消防指令システム接続業務について

受注者は、無線システムと消防指令システムとの接続に関して、以下の項目について検討を行い、検討結果を取りまとめるものとする。

- (1) 無線システムと消防指令システムとの接続方法について
- (2) 消防指令システムメーカーとの消防指令システム接続業務に係る調整について
- (3) 消防指令システム接続業務の仕様書について

14 打合せ協議

- (1) 打合せ協議は、原則月 1 回以上実施するものとする。
- (2) 情報セキュリティが確保された Web 会議システムにより実施することも可とする。
- (3) 打合せ協議には主担当技術者又は第 1 章 10 の記載条件を満たす担当技術者が必ず出席するものとする。

第3章 納品成果等

1 成果品の所有権

本業務の実施にあたり、受注者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は、発注者に帰属するものとする。また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理すること。

2 納入成果品

本業務における成果物は下記のとおりとし、製本で1部、電子媒体（CD-R）で2部納入するものとする。

なお、部数については変更が生じる場合は双方協議のうえ決定する。

- (1) 要求事項確認書
- (2) R F I 結果及び先進技術有効性評価報告書
- (3) 実施設計報告書（調査・検討報告書）
- (4) 実施設計報告書（概要版）
- (5) 概算事業費積算書
- (6) 発注仕様書案
- (7) R F C 案及び質疑回答案
- (8) 事業費積算書
- (9) 更新整備計画案
- (10) プロポーザル評価基準等検討資料
- (11) プロポーザル実施要領案及び各種様式案
- (12) システム要求水準書案
- (13) 打合せ議事録
- (14) その他必要書類

3 納入場所

本業務の納入場所は、以下のとおりとする。

伊万里・有田消防本部 情報指令課（佐賀県伊万里市立花町1355番地3）

4 納期

本業務の成果品の納入期限は、令和8年2月27日（金）とする。

その他、発注者が指示した成果物については、別途協議のうえ、指示した期日までに提示するものとする。

以上